普通自動車の各種変更（名義変更を除く）をご希望のお客様

ローン支払期間中に各種変更手続きを行う場合、当社の委任状が必要です。

・住所変更　・氏名変更　・ナンバー変更　・構造変更　・使用者変更など

※変更後は自動車検査証記録事項の写しを契約中のクレジット会社へ提出する必要がございます。

※ローン完済まで所有者の変更はできません

お申込みに必要な書類

① 自動車検査証記録事項（車検証：必須）

（注意）A６サイズの電子車検証では申請できません。

② 本人確認書類（下記のいずれか：必須）

・運転免許証
・マイナンバーカード（表面のみ）
・印鑑証明書（発行後3か月以内）
・法人の場合は法人印鑑証明書（発行後3か月以内）

③ 完済証明書または通知書（任意）

④ 所有権解除依頼書

トップページよりダウンロード可能です。

※代理人が申請される場合は、委任状または所有権解除依頼書が必要です。

※車検証の使用者と本人確認書類の住所や氏名が異なる場合は、下記書類が必要です。

（1）車検証のご住所が現在のご住所と異なる場合（引っ越し、本店移転）

※ **車検証住所から現住所までの全ての移転の履歴の確認が取れる書面が必要となります。**
※ 住民票などご提出いただく書類にマイナンバーの記載があれば黒く塗りつぶしのうえご提出ください。
※ 複数ページにまたがる証明書の場合は、変更の履歴が分かるページのみをご提出ください。

使用者が個人	**住民票、戸籍の附票(ふひょう)、免許証(うら面)　など**
使用者が法人	**履歴事項証明書、抄本、法人登記簿謄本　など**

（2）車検証のお名前が現在のお名前と異なる場合（改姓、商号変更）

※ 改姓、商号変更の履歴の確認が取れる書面が必要となります。
※ 複数ページにまたがる証明書の場合は、変更の履歴が分かるページのみをご提出ください。

使用者が個人	**戸籍謄本/抄本、免許証(うら面)　など**
使用者が法人	**履歴事項証明書、抄本、法人登記簿謄本　など**

※車検証の使用者がお亡くなりの場合、下記書類が追加で必要となります。

・相続人の印鑑証明
・相続人の委任状(実印)
・使用者の戸籍謄本（使用者と相続人との関係および使用者死亡が確認できるもの）
・遺産分割協議書(査定額が100万円超える車両の場合）注１
・遺産分割協議成立申立書(査定額が100万円以下の車両の場合）注1

※ 注１の書類は所有権解除TOPページよりダウンロードできます。

郵送でお申し込みください

【送付先】

〒983-0803　仙台市宮城野区小田原1丁目3-23
株式会社東北マツダ　所有権解除係　宛
TEL　022-297-2296　　**受付時間　13：00～17：00**